

田辺市扇ヶ浜活用促進事業費補助金募集要項

1. 概要

扇ヶ浜ビーチエリアの通年活用を促進するため、田辺扇ヶ浜海水浴場の開設期間以外に、観光振興に資するイベントを実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

2. 補助対象者

- (1) 市内の観光協会、商工会議所、商工会
- (2) 競技の振興及び普及のために活動する競技団体等
- (3) イベントを実施するために組織する実行委員会等の団体
- (4) その他市長が特に認める団体

3. 補助対象事業

田辺扇ヶ浜海水浴場の開設期間（7月～8月）以外に、扇ヶ浜ビーチエリア（扇ヶ浜海水浴場・ビーチスポーツ場・扇ヶ浜芝生広場・扇ヶ浜交流広場）への市内外からの誘客が見込まれ、地域経済の活性化及び認知度向上に資する地域の特性を活かした事業。

ただし、過去3年度において「田辺市みんなでまちづくり補助金」の交付を受けた事業と同一または類似と認められる事業は対象外。

4. 補助期間

補助金の交付決定があった日から当該年度の3月31日

5. 補助率

2分の1以内。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

6. 補助限度額

1事業あたり50万円

※予算の都合により、補助額が申請額を下回る場合があります。

7. 補助対象経費及び補助対象外経費

経費区分	補助対象経費	補助対象外経費
報償費	専門家等の事業協力者への謝金 特別にたたえるための賞品等	補助事業者（主催団体）の役員報酬等
旅費	専門家旅費、交渉旅費等	市内の移動
消耗品費	事務用品等	販売を目的とした物品や原材料等の 購入費、備品的性格のもの
光熱水費	事業会場で臨時的に使用する発電 機等の燃料、電気、ガス等	経常的な活動及び維持管理に必要な 光熱水費等
印刷製本費	チラシ、ポスター、プログラム等	

広告宣伝費	マスコミへの広告、折り込み費用等	
通信運搬費	切手、はがき代等	電話料金、インターネット通信料
委託料	警備委託料、専門的知識・技術を要する業務委託費用等	広告代理店等に委託する事業企画の作成費
使用料及び賃借料	会場、テント、車両等の借り上げ代	
備品購入費	次回開催においても使用できる看板等	事業実施後に他の用途に転用可能な汎用的財産の取得費(高額の事務機器等)
食糧費	講師へのケータリング、イベント実施に必要と認められる範囲の飲食費等	単なる懇親会の経費、飲酒を伴う会食費等
その他	保険料、租税公課費等	宗教的費用、積立金、事業期間外(交付決定前)の支出、同一の経費について他の補助金を受けるもの、この補助金の目的に照らして、妥当でないと認められるもの

8. 応募について

(1) 提出書類

ア 採択要望書

イ 収支予算書

ウ 団体概要書

エ 役員等に関する名簿

オ その他(規約など事業実施団体の概要がわかるもの)

(2) 受付期間 令和7年8月4日(月)午前8時30分～8月25日(月)午後5時

(3) 提出先 田辺市観光振興課

※予算の上限に達しない場合は、追加で募集を行う場合があります。

9. 事業の採択について

応募のあった事業の採択については、「田辺市補助金等交付規則」「田辺市扇ヶ浜活用促進事業費補助金交付要綱」等に基づき、総合的に審査の上決定します。審査結果(採択・不採択)については、8月下旬～9月上旬に書面で通知します。